

令和3年（2021年）

経済センサス-活動調査

産業別集計（卸売業, 小売業）

利用上の注意	1
調査結果の概要	
1 事業所数及び従業者数	3
2 年間商品販売額及び売場面積	5
3 産業中分類別の状況	7
4 産業小分類別の状況	8
5 市町村別の状況	12
用語の解説	14

令和5年6月



埼玉県総務部統計課

埼玉県ホームページでは、各種統計資料を掲載した「彩の国統計情報館」を開設しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/theme/tokei/>

この調査に関する問合せ先

埼玉県総務部統計課 商工・消費統計担当 電話：048-830-2324（直通）

利用上の注意

- 1 「経済センサス-活動調査 産業別集計（卸売業，小売業）」（以下「産業別集計（卸売業，小売業）」という。）は、「令和3年経済センサス-活動調査」の調査結果のうち、産業大分類「I－卸売業，小売業」の事業所（以下「事業所」という。）について集計した確報結果である。
- 2 年間商品販売額は令和2年1年間、事業所数、従業者数等の経理事項以外の事項は令和3年6月1日現在の数値である。
- 3 事業所数、従業者数については、「卸売業，小売業」内の格付不能事業所及び年間商品販売額のない管理・補助的経済活動を行う事業所を含め集計した数値である。
- 4 従業者数は「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含めていない。
- 5 年間商品販売額については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。
＜ガイドライン＞
https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf
- 6 調査票の欠測値や回答内容の矛盾などについて精査し、平成28年経済センサス-活動調査、令和元年経済センサス-基礎調査及び経済構造実態調査並びに報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。
＜欠測値等の取扱いについて＞
<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/pdf/hotei.pdf>
- 7 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。
統計表中、「-」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満であることを示している。
「x」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。

- 8 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」の区分に変更を行った。

このため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできない。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777099.pdf

- 9 調査対象事業所は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。

このため、従来の調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができない。集計結果の時系列比較を行う際は、十分な留意が必要である。

調査結果の概要

1 事業所数及び従業者数

令和3年6月1日現在の卸売業、小売業の事業所数は、5万1,720事業所（全国第6位）、従業者数は、52万1,072人（全国第5位）となっている。

卸売業についてみると、事業所数は1万4,004事業所（全国第7位）、従業者数は、13万8,516人（全国第6位）となっている。

小売業についてみると、事業所数は3万7,716事業所（全国第5位）、従業者数は、38万2,556人（全国第5位）となっている。

表1 事業所数及び従業者数

		埼 玉 県						全 国	
		令和3年			(参考値)平成28年			令和3年	(参考値)平成28年
		実 数	全国に占める 埼玉県の割合 (%)	全国 順位	実 数	全国に占める 埼玉県の割合 (%)	全国 順位	実 数	実 数
事業 所 数	合 計	51,720	4.2	6	56,851	4.2	6	1,228,920	1,355,060
	卸売業	14,004	4.0	7	14,486	4.0	7	348,889	364,814
	小売業	37,716	4.3	5	42,365	4.3	5	880,031	990,246
従 業 者 数 (人)	合 計	521,072	4.6	5	533,415	4.6	5	11,397,130	11,596,089
	卸売業	138,516	3.6	6	142,709	3.6	6	3,856,785	3,941,646
	小売業	382,556	5.1	5	390,706	5.1	5	7,540,345	7,654,443

注1：令和3年調査の数値は、管理、補助的経済活動を行う事業所、産業細分類が格付不能の法人組織の事業所又は産業小分類が格付不能の個人経営（法人でない団体を含む）の事業所、卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い法人組織の事業所を含む。

注2：平成28年調査の数値は、管理、補助的経済活動を行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所を含む。

注3：従業者数とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含めていない。

表2-1 都道府県別事業所数、従業者数（卸売業、小売業合計） —上位10都道府県—

事業所数				従業者数			
順位	都道府県名	実数	構成比 (%)	順位	都道府県名	実数(人)	構成比 (%)
-	全国	1,228,920	100.0	-	全国	11,397,130	100.0
1位	東京都	141,055	11.5	1位	東京都	1,940,915	17.0
2位	大阪府	90,008	7.3	2位	大阪府	955,105	8.4
3位	愛知県	70,359	5.7	3位	愛知県	722,348	6.3
4位	神奈川県	61,012	5.0	4位	神奈川県	662,978	5.8
5位	福岡県	54,567	4.4	5位	埼玉県	521,072	4.6
6位	埼玉県	51,720	4.2	6位	福岡県	476,421	4.2
7位	北海道	51,407	4.2	7位	北海道	448,726	3.9
8位	兵庫県	47,973	3.9	8位	千葉県	437,479	3.8
9位	千葉県	42,852	3.5	9位	兵庫県	430,245	3.8
10位	静岡県	38,644	3.1	10位	静岡県	309,612	2.7

表2-2 都道府県別事業所数、従業者数（卸売業） —上位10都道府県—

事業所数				従業者数			
順位	都道府県名	実数	構成比 (%)	順位	都道府県名	実数(人)	構成比 (%)
-	全国	348,889	100.0	-	全国	3,856,785	100.0
1位	東京都	53,160	15.2	1位	東京都	1,034,583	26.8
2位	大阪府	34,657	9.9	2位	大阪府	437,823	11.4
3位	愛知県	23,824	6.8	3位	愛知県	278,204	7.2
4位	福岡県	17,156	4.9	4位	神奈川県	174,600	4.5
5位	神奈川県	15,283	4.4	5位	福岡県	163,589	4.2
6位	北海道	14,636	4.2	6位	埼玉県	138,516	3.6
7位	埼玉県	14,004	4.0	7位	北海道	125,386	3.3
8位	兵庫県	12,086	3.5	8位	兵庫県	115,152	3.0
9位	千葉県	10,593	3.0	9位	千葉県	94,788	2.5
10位	静岡県	10,300	3.0	10位	静岡県	89,117	2.3

表2-3 都道府県別事業所数、従業者数（小売業） —上位10都道府県—

事業所数				従業者数			
順位	都道府県名	実数	構成比 (%)	順位	都道府県名	実数(人)	構成比 (%)
-	全国	880,031	100.0	-	全国	7,540,345	100.0
1位	東京都	87,895	10.0	1位	東京都	906,332	12.0
2位	大阪府	55,351	6.3	2位	大阪府	517,282	6.9
3位	愛知県	46,535	5.3	3位	神奈川県	488,378	6.5
4位	神奈川県	45,729	5.2	4位	愛知県	444,144	5.9
5位	埼玉県	37,716	4.3	5位	埼玉県	382,556	5.1
6位	福岡県	37,411	4.3	6位	千葉県	342,691	4.5
7位	北海道	36,771	4.2	7位	北海道	323,340	4.3
8位	兵庫県	35,887	4.1	8位	兵庫県	315,093	4.2
9位	千葉県	32,259	3.7	9位	福岡県	312,832	4.1
10位	静岡県	28,344	3.2	10位	静岡県	220,495	2.9

注1：令和3年調査の数値は、管理、補助的経済活動を行う事業所、産業細分類が格付不能の法人組織の事業所又は産業小分類が格付不能の個人経営（法人でない団体を含む）の事業所、卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い法人組織の事業所を含む。

注2：従業者数とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含めていない。

2 年間商品販売額及び売場面積

令和2年の卸売業、小売業の年間商品販売額の合計は、17兆2,479億円（全国第7位）となっている。

卸売業の年間商品販売額は、10兆2,439億円（全国第7位）となっており、小売業の年間商品販売額は、7兆41億円（全国第5位）、売場面積は、719万1,433㎡（全国第3位）となっている。

表3 卸売業、小売業別年間商品販売額、売場面積

		埼玉県						全国	
		令和2年 (売場面積は令和3年)			(参考値)平成27年 (売場面積は平成28年)			令和2年 (売場面積は令和3年)	(参考値)平成27年 (売場面積は平成28年)
		実数	全国に占める 埼玉県の割合 (%)	全国 順位	実数	全国に占める 埼玉県の割合 (%)	全国 順位	実数	実数
年間 商品 販売 額 (百万円)	合計	17,247,939	3.2	7	18,348,148	3.2	7	539,813,946	581,626,347
	卸売業	10,243,854	2.6	7	11,195,205	2.6	7	401,633,535	436,522,525
	小売業	7,004,086	5.1	5	7,152,942	4.9	5	138,180,412	145,103,822
売場 面積 (㎡)	合計	7,191,433	5.3	3	7,199,441	5.3	4	136,952,597	135,343,693
	卸売業	-	-	-	-	-	-	-	-
	小売業	7,191,433	5.3	3	7,199,441	5.3	4	136,952,597	135,343,693

注1：令和3年調査の数値は、管理、補助的経済活動を行う事業所、産業細分類が格付不能の法人組織の事業所又は産業小分類が格付不能の個人経営（法人でない団体を含む）の事業所、卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い法人組織の事業所を含む。

注2：平成28年調査の数値は、管理、補助的経済活動を行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所を含む。

注3：平成28年調査の個人経営の事業所は調査項目に売場面積を含まない。令和3年調査の個人経営の事業所は調査項目に年間商品販売額及び売場面積を含まない。

表4-1 都道府県別年間商品販売額 —上位10都道府県—

合計				卸売業				小売業			
順位	都道府県名	年間商品販売額 (百万円)	構成比 (%)	順位	都道府県名	年間商品販売額 (百万円)	構成比 (%)	順位	都道府県名	年間商品販売額 (百万円)	構成比 (%)
-	全国	539,813,946	100.0	-	全国	401,633,535	100.0	-	全国	138,180,412	100.0
1位	東京都	180,939,319	33.5	1位	東京都	160,884,467	40.1	1位	東京都	20,054,852	14.5
2位	大阪府	55,530,383	10.3	2位	大阪府	46,088,253	11.5	2位	大阪府	9,442,129	6.8
3位	愛知県	40,560,435	7.5	3位	愛知県	32,214,050	8.0	3位	神奈川県	8,833,606	6.4
4位	神奈川県	22,319,225	4.1	4位	福岡県	16,420,315	4.1	4位	愛知県	8,346,385	6.0
5位	福岡県	22,098,355	4.1	5位	神奈川県	13,485,620	3.4	5位	埼玉県	7,004,086	5.1
6位	北海道	17,732,739	3.3	6位	北海道	11,310,532	2.8	6位	北海道	6,422,207	4.6
7位	埼玉県	17,247,939	3.2	7位	埼玉県	10,243,854	2.6	7位	千葉県	6,099,793	4.4
8位	兵庫県	14,687,960	2.7	8位	兵庫県	9,320,032	2.3	8位	福岡県	5,678,040	4.1
9位	千葉県	13,627,370	2.5	9位	宮城県	8,431,399	2.1	9位	兵庫県	5,367,928	3.9
10位	広島県	11,487,755	2.1	10位	広島県	8,354,901	2.1	10位	静岡県	3,901,464	2.8

表4-2 都道府県別小売業売場面積 -上位10都道府県-

小売業			
順位	都道府県名	売場面積 (㎡)	構成比 (%)
-	全国	136,952,597	100.0
1位	東京都	10,452,081	7.6
2位	愛知県	8,157,788	6.0
3位	埼玉県	7,191,433	5.3
4位	大阪府	7,179,161	5.2
5位	神奈川県	6,994,659	5.1
6位	北海道	6,728,308	4.9
7位	千葉県	6,340,139	4.6
8位	福岡県	5,745,845	4.2
9位	兵庫県	5,385,360	3.9
10位	静岡県	4,218,413	3.1

注1：管理、補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。

注2：売場面積規模の「不詳」については、利用上の注意を参照。

また、小売業の年間商品販売額を商品販売形態別にみると、「店頭販売」の5兆8,540億円が最も多く、次いで「インターネット販売」の2,475億円、「通信・カタログ販売」の2,104億円となっている。平成28年調査と単純に比較することはできないが、インターネット販売による年間商品販売額が大きくなっていることがわかる。

表4-3 商品販売形態別年間商品販売額（小売業）

商品販売形態	年間商品販売額							
	埼玉県				全国			
	令和2年 (百万円)	小売計に 占める割合 (%)	(参考値)平成27年 (百万円)	小売計に 占める割合 (%)	令和2年 (百万円)	小売計に 占める割合 (%)	(参考値)平成27年 (百万円)	小売計に 占める割合 (%)
小売計	6,723,932	100.0	6,528,848	100	131,990,805	100.0	129,304,650	100
店頭販売	5,854,020	87.0	5,684,091	87.2	111,785,657	84.7	111,534,175	86.3
訪問販売	155,764	2.3	198,361	3.0	4,826,360	3.7	5,539,658	4.3
通信・カタログ販売	210,396	3.1	174,947	2.7	4,114,422	3.1	3,282,549	2.5
インターネット販売	247,467	3.7	185,304	2.8	5,925,220	4.5	3,409,177	2.6
自動販売機による販売	63,980	1.0	54,787	0.8	1,190,461	0.9	940,337	0.7
その他	192,304	2.9	231,358	3.5	4,148,685	3.1	4,598,755	3.6

注1：販売形態は法人組織の小売業の事業所についてのみ調査している。

注2：管理、補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。

注3：商品販売形態区分については、用語の解説を参照。

注4：令和3年調査では、従来の調査よりも幅広く事業所を捉えているため、平成28年調査と単純比較できない。利用上の注意の9を参照。

3 産業中分類別の状況

産業中分類別にみると、卸売業で最も事業所数が多いのは「54 機械器具卸売業」の2,944事業所（卸売業の29.5%）である。一方、小売業で最も事業所数が多いのは「60 その他小売業」の1万2,091事業所（小売業の37.9%）である。

年間商品販売額をみると、卸売業で最も多いのは「54 機械器具卸売業」の2億8,815万円（卸売業の29.2%）である。一方、小売業で最も多いのは「60 その他小売業」の2億439万円（小売業の30.1%）である。

「61 無店舗小売業」の事業所数は1,293事業所（小売業の4.1%）で、年間商品販売額は5,903億円（小売業の8.7%）となっている。

表5 産業中分類別事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積

項目 産業中分類	事業所数		従業者数		年間商品販売額		売場面積	
	実数	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (百万円)	構成比 (%)	実数 (㎡)	構成比 (%)
合計	41,865	—	438,389	—	16,642,337	—	7,191,433	—
卸売業計	9,978	100.0	106,373	100.0	9,862,358	100.0	—	—
50 各種商品卸売業	61	0.6	763	0.7	154,046	1.6	—	—
51 繊維・衣服等卸売業	353	3.5	2,801	2.6	152,972	1.6	—	—
52 飲食料品卸売業	1,474	14.8	18,075	17.0	2,545,248	25.8	—	—
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	2,813	28.2	22,921	21.5	1,778,346	18.0	—	—
54 機械器具卸売業	2,944	29.5	36,787	34.6	2,881,497	29.2	—	—
55 その他卸売業	2,333	23.4	25,026	23.5	2,350,249	23.8	—	—
小売業計	31,887	100.0	332,016	100.0	6,779,979	100.0	7,191,433	100.0
56 各種商品小売業	124	0.4	17,064	5.1	389,554	5.7	621,305	8.6
57 織物・衣服・身の回り品小売業	4,128	12.9	24,029	7.2	368,457	5.4	976,199	13.6
58 飲食料品小売業	9,535	29.9	143,519	43.2	2,035,417	30.0	2,014,921	28.0
59 機械器具小売業	4,716	14.8	35,805	10.8	1,352,420	19.9	745,832	10.4
60 その他小売業	12,091	37.9	97,234	29.3	2,043,850	30.1	2,833,176	39.4
61 無店舗小売業	1,293	4.1	14,365	4.3	590,281	8.7	—	—

注1：管理、補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の法人組織の事業所又は産業小分類が格付不能の個人経営（法人でない団体を含む）の事業所、卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い法人組織の事業所は含まない。

注2：従業者数とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含めていない。

注3：個人経営の事業所は調査項目に年間商品販売額及び売場面積を含まない。

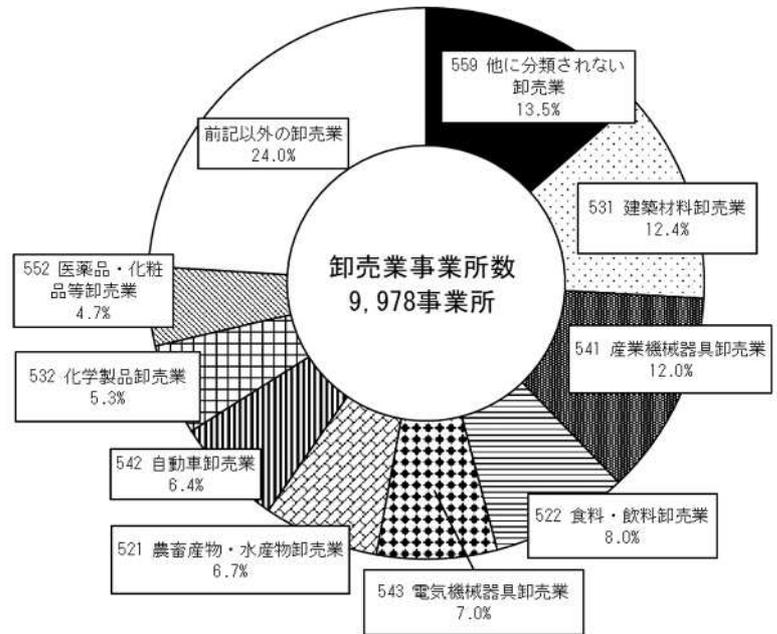
4 産業小分類別の状況

(1) 事業所数の産業小分類別構成

ア 卸売業

産業小分類別に事業所数をみると「他に分類されない卸売業」が1,343事業所（構成比13.5%）と最も多く、次いで「建築材料卸売業」が1,239事業所（構成比12.4%）、「産業機械器具卸売業」が1,193事業所（構成比12.0%）、「食料・飲料卸売業」が803事業所（構成比8.0%）などとなっている。

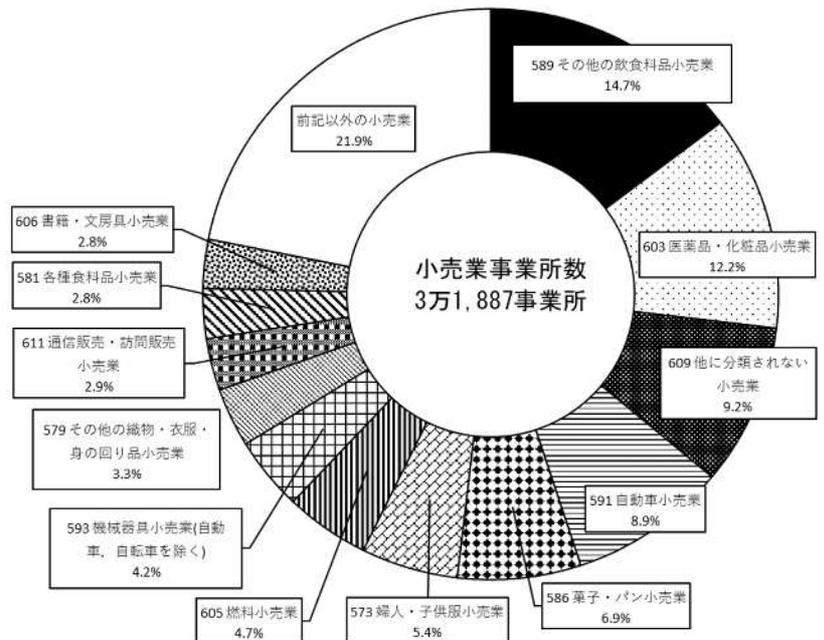
図1 卸売業の産業小分類別事業所数構成比



イ 小売業

産業小分類別に事業所数をみると、「その他の飲食料品小売業」が4,695事業所（構成比14.7%）と最も多く、次いで「医薬品・化粧品小売業」が3,876事業所（構成比12.2%）、「他に分類されない小売業」が2,923事業所（構成比9.2%）、「自動車小売業」が2,834事業所（構成比8.9%）などとなっている。

図2 小売業の産業小分類別事業所数構成比

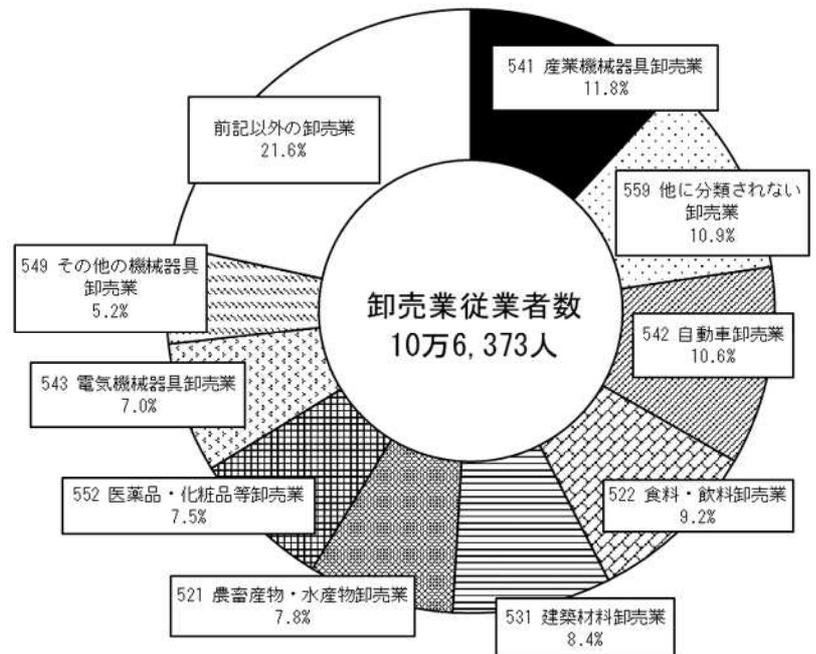


(2) 従業者数の産業小分類別構成

ア 卸売業

産業小分類別に従業者数をみると、「産業機械器具卸売業」が12,562人（構成比 11.8%）と最も多く、次いで「他に分類されない卸売業」が11,557人（構成比 10.9%）、「自動車卸売業」が11,291人（構成比 10.6%）、「食料・飲料卸売業」が9,812人（構成比 9.2%）などとなっている。

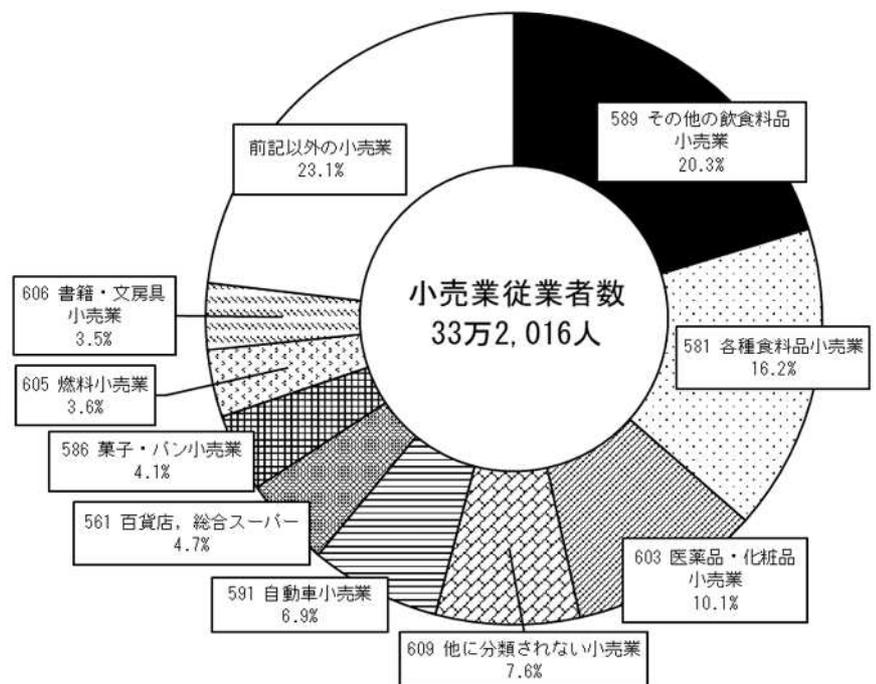
図3 卸売業事業所の産業小分類別従業者数構成比



イ 小売業

産業小分類別に従業者数をみると、「その他の飲食料品小売業」が67,271人（構成比 20.3%）と最も多く、次いで「各種食料品小売業」が53,851人（構成比16.2%）、「医薬品・化粧品小売業」が33,446人（構成比10.1%）、「他に分類されない小売業」が25,072人（構成比 7.6%）などとなっている。

図4 小売業事業所の産業小分類別従業者数構成比

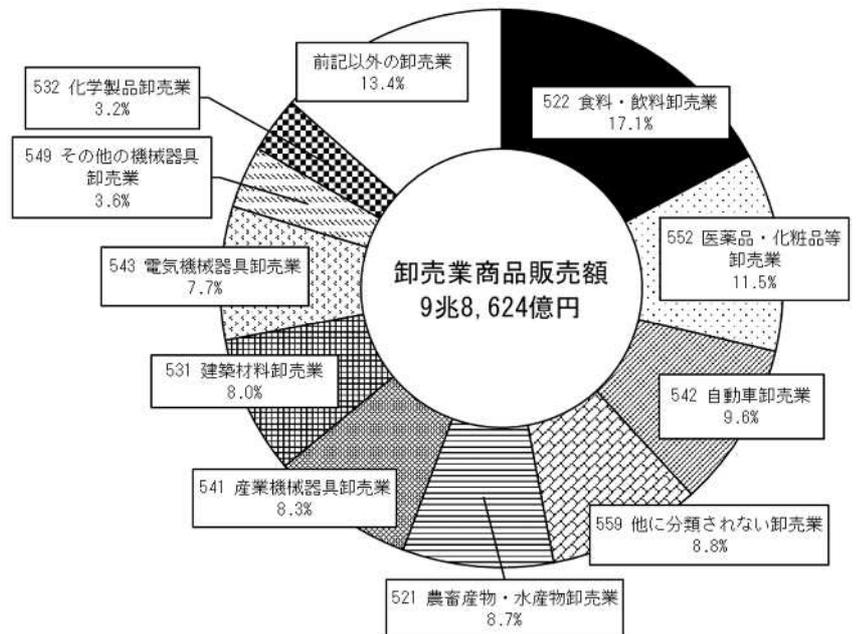


(3) 年間商品販売額の産業小分類別構成

ア 卸売業

産業小分類別に年間商品販売額をみると「食料・飲料卸売業」が1兆6,903億円（構成比17.1%）と最も多く、次いで「医薬品・化粧品等卸売業」が1兆1,357億円（構成比11.5%）、「自動車卸売業」が9,428億円（構成比9.6%）、「他に分類されない卸売業」が8,692億円（構成比8.8%）などとなっている。

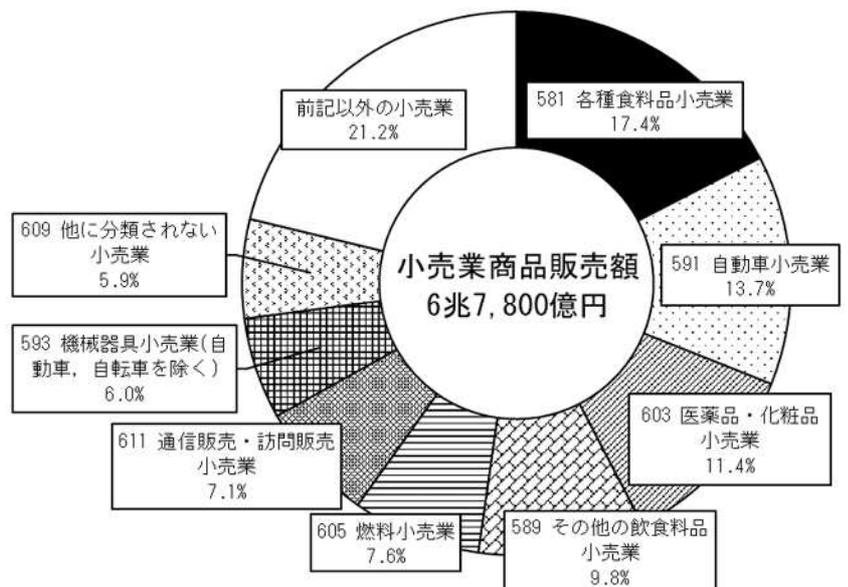
図5 卸売業の産業小分類別年間商品販売額構成比



イ 小売業

産業小分類別に年間商品販売額をみると「各種食料品小売業」が1兆1,776億円（構成比17.4%）と最も多く、次いで「自動車小売業」が9,275億円（構成比13.7%）、「医薬品・化粧品小売業」が7,699億円（構成比11.4%）、「その他の飲食料品小売業」が6,657億円（構成比9.8%）などとなっている。

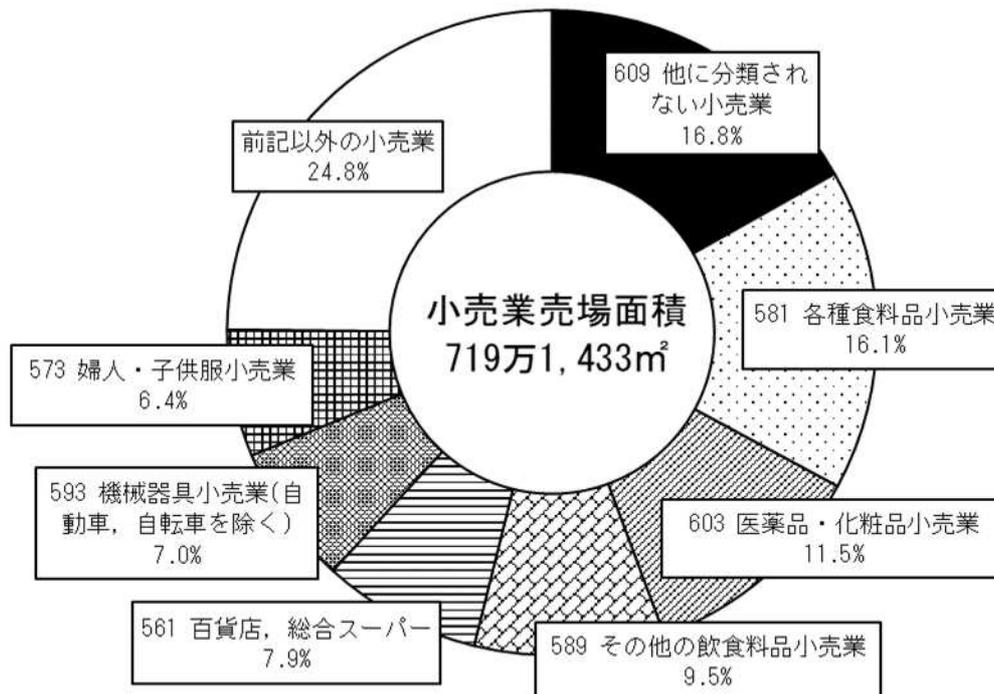
図6 小売業の産業小分類別年間商品販売額構成比



(4) 売場面積の産業小分類別構成（小売業のみ）

産業小分類別に売場面積をみると「他に分類されない小売業」が120万8,260㎡（構成比 16.8%）と最も多く、次いで「各種食料品小売業」が115万8,450㎡（構成比 16.1%）、「医薬品・化粧品小売業」が82万4,371㎡（構成比 11.5%）、「その他の飲食料品小売業」が68万1,911㎡（構成比 9.5%）などとなっている。

図7 小売業の産業小分類別売場面積構成比



5 市町村別の状況

(1) 事業所数

事業所数を市町村別にみると、卸売業では、さいたま市が2,279事業所（県全体の22.8%）と最も多く、次いで、川口市が874事業所（同8.8%）、熊谷市が503事業所（同5.0%）となっている。

小売業では、さいたま市が5,115事業所（県全体の16.0%）と最も多く、次いで、川口市が2,050事業所（同6.4%）、越谷市が1,679事業所（同5.3%）となっている。

表6-1 市町村別にみた事業所数 -上位5市町村-

卸売業				小売業			
順位	市町村名	事業所数	構成比 (%)	順位	市町村名	事業所数	構成比 (%)
-	埼玉県	9,978	100.0	-	埼玉県	31,887	100.0
1位	さいたま市	2,279	22.8	1位	さいたま市	5,115	16.0
2位	川口市	874	8.8	2位	川口市	2,050	6.4
3位	熊谷市	503	5.0	3位	越谷市	1,679	5.3
4位	越谷市	501	5.0	4位	川越市	1,614	5.1
5位	川越市	467	4.7	5位	所沢市	1,422	4.5

(2) 従業者数

従業者数を市町村別にみると、卸売業では、さいたま市が32,465人（県全体の30.5%）と最も多く、次いで、川口市が7,764人（同7.3%）、川越市が6,313人（同5.9%）となっている。

小売業では、さいたま市が63,232人（県全体の19.0%）と最も多く、次いで、川口市が21,747人（同6.5%）、越谷市が17,382人（同5.2%）となっている。

表6-2 市町村別にみた従業者数 -上位5市町村-

卸売業				小売業			
順位	市町村名	従業者数(人)	構成比 (%)	順位	市町村名	従業者数(人)	構成比 (%)
-	埼玉県	106,373	100.0	-	埼玉県	332,016	100.0
1位	さいたま市	32,465	30.5	1位	さいたま市	63,232	19.0
2位	川口市	7,764	7.3	2位	川口市	21,747	6.5
3位	川越市	6,313	5.9	3位	越谷市	17,382	5.2
4位	越谷市	5,001	4.7	4位	川越市	16,437	5.0
5位	熊谷市	4,897	4.6	5位	所沢市	15,386	4.6

(3) 年間商品販売額

年間商品販売額を市町村別にみると、卸売業では、さいたま市が3億8,987万円（県全体の39.5%）と最も多く、次いで、川口市が5,766万円（同5.8%）、熊谷市が4,614億円（同4.7%）となっている。

小売業では、さいたま市が1億3,231万円（県全体の19.5%）と最も多く、次いで、川口市が4,391万円（同6.5%）、越谷市が3,761億円（同5.5%）となっている。

表6-3 市町村別にみた年間商品販売額 -上位5市町村-

卸売業				小売業			
順位	市町村名	年間商品販売額 (百万円)	構成比 (%)	順位	市町村名	年間商品販売額 (百万円)	構成比 (%)
-	埼玉県	9,862,358	100.0	-	埼玉県	6,779,979	100.0
1位	さいたま市	3,898,686	39.5	1位	さいたま市	1,323,132	19.5
2位	川口市	576,578	5.8	2位	川口市	439,102	6.5
3位	熊谷市	461,385	4.7	3位	越谷市	376,070	5.5
4位	戸田市	448,099	4.5	4位	上尾市	342,319	5.0
5位	川越市	407,193	4.1	5位	川越市	329,104	4.9

(4) 売場面積（小売業のみ）

小売業の売場面積は、さいたま市が127万8,848㎡（県全体の17.8%）と最も広く、次いで、川口市が40万1,963㎡（同5.6%）、越谷市が35万6,896㎡（同5.0%）となっている。

表6-4 市町村別にみた売場面積 -上位5市町村-

小売業			
順位	市町村名	売場面積(㎡)	構成比 (%)
-	埼玉県	7,191,433	100.0
1位	さいたま市	1,278,848	17.8
2位	川口市	401,963	5.6
3位	越谷市	356,896	5.0
4位	川越市	348,248	4.8
5位	所沢市	283,115	3.9

〈表6-1～6-4の注〉

注1：管理、補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の法人組織の事業所又は産業小分類が格付不能の個人経営（法人でない団体を含む）の事業所、卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い法人組織の事業所は含まない。

注2：従業者数とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含めていない。

注3：個人経営の事業所は調査項目に年間商品販売額及び売場面積を含まない。

1 事業所（卸売業・小売業事業所）

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

2 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- (2) 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- (3) 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など〕を販売する事業所
- (4) 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とする。
- (5) 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。
- (6) 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理業、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

3 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 個人（個人経営の農林漁家への販売含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- (2) 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- (3) 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

(4) 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。

なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業〔大分類E〕に分類される。

(5) ガソリンスタンド

(6) 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所など）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

(7) 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

4 従業者及び就業者

令和3年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。従業者とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「送出者」を合わせ「出向・派遣受入者」を除いたものをいう。

(1) 個人業主

個人経営の事業主で実際に事業所を経営している人をいう。

(2) 無給家族従業者

個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している人をいう。

(3) 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない）で給与を受けている人をいう。

なお、重役や理事であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

(4) 常用雇用者

「無期雇用者」及び「有期雇用者（1か月以上）」に分けられる。

(5) 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用される場合を含む。）をいう。

(6) 有期雇用者（1か月以上）

有期雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

(7) 臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））

有期雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

(8) 送出者

有給役員、常用労働者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下

「労働者派遣法」という。) でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

(9) 出向・派遣受入者

労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

5 年間商品販売額（法人組織の事業所のみ）

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出した。

6 商品販売形態（法人組織の小売業のみ）

販売形態区分は、次のとおり。

(1) 店頭販売

店頭で商品を販売した場合をいう。なお、ご用聞き及び自動車等の移動販売も含む。

(2) 訪問販売

訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。仮設会場での展示販売も含む。

(3) 通信・カタログ販売

カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

(4) インターネット販売

インターネットにより購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

(5) 自動販売機による販売

卸売業、小売業の事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。

(6) その他

生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

6 売場面積（法人組織の小売業のみ）

令和3年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く。）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

7 その他

市町村名は、調査期日（令和3年6月1日）時点ものである。